新

- I 株式銘柄コード
- 1. 株式銘柄コードの構成
- (1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字 (B、<u>E、</u>I、0、Q、V、Zを除く。) で構成する。ただし、固有名コードの<u>先頭及び</u>先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。

なお、英大文字を含む固有名コードの設定方 法は、別途、証券コード協議会が決定する。

(2) (略)

2010年4月1日改正付則

証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、2022年5月31日から施行し、「1.株式銘柄コードの構成」及び「5.公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、2024年1月1日以降に設定するものから実施する。ただし、やむを得ない事由により、「1.株式銘柄コードの構成」及び「5.公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当てを、2024年1月1日から実施することが適当でないと証券コード協議会が認める場合には、同日後の証券コード協議会が定める日以降に設定するものから実施する。

[H]

- I 株式銘柄コード
- 1. 株式銘柄コードの構成
- (1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字(B、I、0、Q、V、Zを除く。)で構成する。ただし、固有名コードの先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。

なお、英大文字を含む固有名コードの設定方法は、別途、証券コード協議会が決定する。 (2) (略)

2010年4月1日改正付則

証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、「1.株式銘柄コードの構成」及び「5.公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、数字のみの固有名コード枠をすべて割り当てた後に実施する。

また、固有名コードの先頭1けた目の英大文字 の割当てについては、証券コード協議会が別途決 定するまでの間、これを実施しないこととする。